

背景

新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）により、市町村は、都道府県行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（市町村行動計画）を作成することとなっている。令和 7 年 3 月に府行動計画を変更したことから、各市町村において、変更に向けた取組を進めている。

- 【市町村行動計画に定めるべき事項】
- ・新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
 - ・次に掲げる措置に関する事項
 - 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供
 - 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
 - 生活環境の保全その他の住民の生活および地域経済の安定に関する措置
 - ・新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
 - ・他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

進捗状況

- 府内市町村の進捗状況（令和 7 年 7 月時点情報）
- ・約半数の市町村において変更作業着手済み
 - ・国が変更完了の概ねの目安としている令和 8 年 7 月までに、41市町村で変更完了見込み

	完了済	令和 7 年度末 完了見込み	令和8年7月 完了見込み	令和 8 年度末 完了見込み
市町村数	1	22	18	2

市町村行動計画変更に関して必要な取組

- 専門家への意見聴取（特措法第 8 条第 8 項にて準用する第 7 条第 3 項）
- ・行動計画を変更しようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならないとされており、令和 6 年度、府行動計画変更の際は、感染症対策審議会及び新型インフルエンザ等対策部会において、ご意見をいただいた。
 - ・市町村行動計画の変更においても意見聴取は必要であるが、会議体を設置せず個別の意見聴取でも可能とされている。意見聴取の相手方として想定されるのは以下のとおり。
 - 地区医師会の医師
 - 地区薬剤師会の薬剤師
 - 大学等の学識経験者
 - 経済の専門家
 - 地区歯科医師会の歯科医師
 - 地域の公立・民間病院の医師
 - 法律の専門家
 - 管轄保健所の所長
- 等